

危険物とは何か？

指定数量の考え方と消防法の基本

危険物の定義

■ 消防法で定められた物質

なんとなく危ないものではなく、法律で具体的に指定されています。

■ 火災の危険性が高い

爆発や引火などのリスクがあり、厳重な注意が必要です。

■ 保管や取扱いに規制あり

火災を防ぐため、一定量以上の取り扱いには様々な制限がかけられます。



危険物の分類（第1類～第6類）



第1類・第2類

酸化性固体・可燃性固体
塩素酸カリウム、硫黄、赤リンなど。固体で燃えやすい性質を持ちます。



第3類・第4類

自然発火/禁水性・引火性液体
ガソリン、灯油など。特に第4類は私たちが最もよく目にする危険物です。



第5類・第6類

自己反応性・酸化性液体
ニトロ化合物、過塩素酸など。反応性が高く、取り扱いに専門知識が必要です。

指定数量とは？

基準量

規制の対象となるライン

安全対策のボーダーライン

危険物を規制する上で、「どれくらいの量から規制が必要なのか」を決める基準です。

少量であれば危険性は低いですが、**指定数量以上**を貯蔵・取扱う場合は、消防法に基づく許可や届出、設備（消火・警報など）が必要になります。

代表的な指定数量（第4類危険物）

危険物の種類	品名	指定数量
第1石油類	ガソリン	200 リットル
第2石油類	灯油	1,000 リットル
第2石油類	軽油	1,000 リットル

※危険性が高いものほど、指定数量は少なく設定されています。

複数の危険物を扱う場合（倍数計算）

倍数計算のルール

複数の種類の危険物を扱う場合は、それぞれの量を指定数量で割った値を合計します。

その合計が**1以上**になると、指定数量を超えたものとみなされ、厳しい規制の対象となります。

計算の具体例

ガソリン50L（指定数量200L）と
灯油500L（指定数量1000L）の場合

$$\frac{50}{200} + \frac{500}{1000} = 0.25 + 0.5 = 0.75$$

合計が「0.75（1未満）」なので、
指定数量を超えていません。

試験のポイント（要点まとめ）



危険物の定義

消防法で定義された火災の危険性が高い物質である。



分類

危険物はその性質により、第1類から第6類に分類される。



指定数量の役割

危険物の種類ごとに定められた、消防法の規制基準となる量である。



倍数計算

複数の危険物を扱う場合は倍数計算を行い、合計「1以上」で規制対象となる。

理解度チェック

過去問を繰り返し解いて、頻出の指定数量を確実に覚えましょう！

■ 危険物マスター（危険物取扱者 乙種第4類 試験対策）

Image Sources



<https://checkfire.co.uk/wp-content/uploads/2022/05/Signs-Blog-Image-May-22.png>

Source: www.checkfire.co.uk